

令和3年度

東大和市事業資金融資あっせん制度のご案内

当市の小規模事業者対象の事業資金融資あっせん制度には、「小口事業資金融資制度」(保証協会が融資金額8割を保証する制度)及び「特例小口零細企業資金融資制度(全国統一保証制度)」(保証協会が融資金額全額を保証する制度)の2種類があります。

小口事業資金融資制度

資金使途	限度額	償還期間	償還方法	利率
運転資金	500万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)	割賦償還	1.9%
設備資金	700万円(見積額の範囲内)	7年以内(据置6ヶ月以内含む)		
不況対策特別運転資金	300万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)		

特例小口零細企業資金融資制度

資金使途	限度額	償還期間	償還方法	利率
運転資金	500万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)	割賦償還	1.8%
設備資金	700万円(見積額の範囲内)	7年以内(据置6ヶ月以内含む)		
創業資金	500万円	5年以内(据置6ヶ月以内含む)		
特定創業資金	700万円	7年以内(据置6ヶ月以内含む)		

*これらの制度は、市が市内の金融機関に対し融資のあっせんを行う制度です。実際の融資契約は、各金融機関及び東京保証協会の審査ののち、金融機関と結んでいただきます。当市の融資あっせんを申し込まれても、金融機関によっては融資が受けられない場合がありますので、事前に金融機関にご相談することをお勧めします。

*市の融資制度(小口・特例)を活用する場合については、1事業者につき1口とします。(融資制度を重複してご利用いただくことができません。) 但し、「不況対策特別運転資金」については、その他の資金と重複することが可能です。

東大和市 市民部 産業振興課

東大和市中心3丁目930番地

電話番号 042-563-2111 内線 1076

FAX 042-563-5927

